



弁護士アプリの使い方

25

藤野弁護士と学ぶ法律教室

答え 単なる取引先と依頼に対しては、別途費たようですが、近時は減考えてください。

1・顧問契約とは

顧問契約とは、弁護士に毎月定額の顧問料を支払って、顧問弁護士として働くことを委任する契約です。多くの顧問契約は、顧問料に簡単な法律相談料を含めています。簡単な法律相談を超える

依頼に対しては、別途費たようですが、近時は減用を請求することになりまます。昔の弁護士会の報酬基準では、月額5万円基準は撤廃されています。以上とされています。破格の顧問料で企業からすれば、毎月何顧問契約をセールスポイントにする弁護士もいます。

2・顧問は必要か

これまでも、私も、顧問は必要か、という企業が多い時代に、顧問契約の数も多かつた。この意義を見出せずに

いました。顧問の話を聞いて、こう言っていたから頼いただけでも、単発で依頼したければ結構です。しかし、最近では、顧問弁護士として寄り添うことそれ自体に、効果があるのではないかと考えるようになりました。

3・具体的事例

企業からクレーム対応の相談を受けることがあります。よくあるのは、クレームから「よく相談している弁護士がこう言っていたからこうせよ」というもので、企業側には依頼して、弁護士から企業に連絡があるはずで「弁護士に相談するぞ」という脅し文句は使えな

4・顧問がいれば

この事例の場合、企業側には依頼して、弁護士から企業に連絡があるはずで「弁護士に相談するぞ」という脅し文句は使えな

環境があれば、少なくとも、全て相手の言いなり

5・顧問の使い方

環境があれば、少なくとも、全て相手の言いなり

顧問弁護士のイメージは？

ホームページ等で、大抵は、その仲の良さを対外的にアピールすることを、顧問弁護士がしているのと同様です。また、顧問契約の内

に、顧問弁護士がいることをアピールしてはいかぬ。近しい方も考えられるが、どうするか。顧問と言っても、単に困ったときに相談できる仲の良い弁護士は、あくまでも私個人の

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、36歳、梅田法律・会計事務所) 大阪府北区梅田1-2-211000号、電話06-345-11618。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、刑事弁護委員会委員、専門法律相談担当者(一般・遺言相続、家事、債務整理) 交通▽労働、温泉学会会員。ヒラティス受講。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。